【朝倉地区人権啓発情報センターだより】2022（令和4）年10月18日（火）

みんなの“人権”が尊重される『まちづくり』への《懸け橋（かけはし）》

No. 52

発　行：
人権啓発指導員
【大 楠　茂 美】

１０月５日（水）。母が姉と一緒に、午後から2時間ほど、地元のデイサービス※に、初めて参加しました。…

そして、３日後の１０月８日（土）。今度は私が母を連れて行きました。コーヒーをいただきながら、他の人たちと話したり、母の得意な習字が始まるのを見届けて、そっと施設を出ました。（他の人との楽しいひと時が 過ごせますようにと願いながら…）

１６時頃には、帰りの支度（したく）をして、他の人たちと一緒に、自宅まで送迎していただくので、少しでも慣れるよう、私は、自宅の方で待つことに…。

デイサービス（通所介護）※とは、「要介護」認定を受けた人が、自宅での生活を続けていけるように、身体機能の維持・向上に努める機能訓練をしたり、他者との交流を通して、社会的孤立感の解消や認知症予防を図る施設です。
また、介護者（家族）の身体的・精神的な軽減を図ることも目的とされています。

約2時間、最後まで一緒にゲームや健康体操を頑張れるだろうか？　途中で「お迎えお願いします」という電話が かかってくるかも？　送迎車で一緒に、帰って来れるだろうか？…など、ドキドキしながら、自宅で母の帰り（しぶ）を待つ〝感覚〟は、確か数十年前、学校に行き渋ったり、休みがちになったりしていたわが子のことを心配する、保護者としての〝感覚〟によく似ていて、何とも言えないような、不思議な〝感覚〟でした。…

〝母にとっては、毎回が初回…!!〟デイサービスに着くまでは「どこに行くと？」「勝手に、連れて行かんと!」と不安いっぱいの反面、到着して「ここに、どうぞ」と声をかけられ、健康体操やゲームが始まると、ほころぶように笑（え）みがこぼれて…!

２回目のデイサービスも、最後まで楽しむこと（？）ができたのか、送迎車で戻ってきてくれました。…

長年連れ添ってきた伴侶（96歳）が、7月に他界した今でも、「おじいちゃんがいないけど、どこに居る…？」「何をしていいのか分からん」と、繰り返しつぶやく母（92歳）にとって、かけがえのない一日一日が、少しでも安心して楽しく過ごせる一つ、デイサービスがようやく始まりました。

そこで、デイサービス等にかかわっておられる様々な方々との、初めての出会いがありました。

各地域に設置された地域包括支援センターの専門員、介護認定等のお世話いただく役所の方々、介護プラン等を提案いただくケアマネさん、福祉住環境（手すり、スロープ…）をお世話いただく福祉用具等の専門相談員等々、実に多くの方々が、一人一人のニーズに応じた（家族の実態に即した）、よりよい老後の過ごし方を支援しておられました…!!

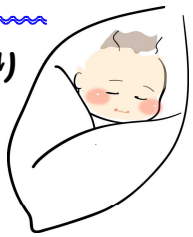

私たちは、誰もがみんな、いろんな人々との相互のかかわりの中で、かけがえのない生命を生きる、生かされている!…ということ、否応なく自分ごととして、改めて、考えさせられます。

かけがえのない生命の誕生から、人は〝別れ〟に向かって、精一杯の様々な人生を送っていきます。自らの人生に誰もが、心から〝ありがとう〟と想えるためにも、かけがえのない生命そのものでもある、一人一人の人権が大切にされる社会を、次世代に確かに繋いでいくことは、今を生きる、生かされている私たち一人一人の、大切な使命（やるべきこと）なんだと思います。

2023（令和5）年：人権啓発冊子カレンダー『ひらけ未来に（Vol.33）』、もうすぐ完成です。

来年（令和5年）の人権カレンダー『ひらけ未来に』編集作業も、大詰めを迎えています。

人権問題の解消に向けた第一歩は、様々な人権問題を、他人ごとではなく〝自分のこと〟として捉え、家庭や地域、学校、職場等の中で、周りの皆さん一緒に、話し合うことから始まります。更なるご活用、よろしくお願い致します。

33号（令和5年）は、「自分のこととして 話し合ってみましょう」が、キーワードになる予定です!!

【朝倉地区人権啓発情報センターだより】2022（令和4）年11月16日（水）

みんなの“人権”が尊重される『まちづくり』への《懸け橋（かけはし）》

No. 53

発　行：
人権啓発指導員
【大 楠　茂 美】

11/12（土）、福岡市千早の東市民センターで行われた蓮池（はすいけ）　薫（かおる）さんの講演会、『夢と絆を求めて…～翻弄（ほんろう）された運命の中で～』に、参加してきました。演題に込められた「突然、奪われた〝自らの夢〟と〝家族等との絆〟を取り戻したい!!」という切実な想いが、ひしひしと伝わってきました。…そんな折、中学校の下校途中、拉致（らち）された横田めぐみさんに宛（あ）てた、お母さんの手紙が紹介されました。…

めぐみちゃん。こんにちは。昭和52年11月15日。あなたが北朝鮮に拉致されたあの日から、45年の月日が流れてしまいました。13歳だっためぐみは58歳。今、どんな姿なのか、もはや想像することもできません。お母さんは最近、限られた時間を実感し、身のすくむ日々を送っています。

闇の奥底に捕らわれた被害者も、日本で待つ家族も、老い、体を病み、残された時間は本当にわずかです。決してあきらめない。あきらめたくない。お母さんたちは、人生のすべてをかけた最後の闘いに挑んでいます。…

自然が大好きだったあなたに、祖国の美しい風景を一刻も早く見せてあげたい。同時に、過酷すぎる北朝鮮の冬を乗り越えることができるのか、心配でなりません。…

～ *「言葉ではなく、具体的な『成果』が欲しい!!」* ～

これは、家族すべての共通した宿願※です。切れそうな心の糸を必死に繋（つな）ぎながら、一日でも早く、その日がくることを祈る毎日を送っています。～「私たちの大切な娘を奪った悪には、徹底的に立ち向かう」～今一度、微力でも渾身の力で声をあげ、行動し、残された被害者すべてを祖国に取り戻したいのです。お母さんは、残された時間のすべてを「あなたとの再会のためにささげます。その想いが揺らぐことは、決してありません。…

生きて必ず、また会いましょう。その日まで、どうか待っていてね。

※「宿願（しゅくがん）」…以前から、ぜひ、果たしたいと思っていた願い!!

〝きっと届いて欲しい、届けたい!!〟という想いで書かれた、…この手紙。
　45年もの間、決して代わることのできない親子のつながりを、今もなお、断たれ続けている家族の人たちの、〝家族一緒に、幸せに生きたい!!〟という願い（→宿願）を、私たち一人一人が、自分自身のこと、自分につながる家族のこと…として受けとめる、受けとめようとすることの大切さを、改めて痛感させられました。（会場には、30分以上前から多くの参加者が…。）

『政府：拉致問題対策本部』が作成した資料には、拉致されためぐみさんの様子が、次のように書かれていました。（私の身に起こっていたら…）

　1977（昭和52）年11月15日の朝、めぐみさんは、いつものようにみんなで賑やかに朝ご飯を食べ、中学校へ出かけて行きました。これが、家族にとって、めぐみさんを見た、最後になってしまったのです。その日の夕方、クラブ活動のバトミントンの練習を終えても帰ってきませんでした。…必死で、めぐみさんを探していたとき、めぐみさんは40時間もの間、北朝鮮に向かう船の中の、真っ暗で寒い船倉に、閉じ込められていたというのです。めぐみさんは「お母さん、お母さん」と泣き叫び、出入り口や壁など、あちこち引っかいたので、北朝鮮に着いたときには、手の爪がはがれそうになって、血だらけだったと言われています。そして、…

　蓮池（はすいけ）　薫（かおる）さんは、拉致された当時のことや、北朝鮮での24年間（20～44歳）を、はっきり覚えておられました。…「自分たちの身に起こったことを受けとめることができないまま、〝自由〟すら、呪縛（じゅばく）に捕らわれていたように思います。」
　さらに、「もう〝時間〟が残されていない今、双方の国家にとっても、このタイミングは、大変重要になってくるんだと思っています。…
　人権が大切にされる国際社会を築いていく上でも、皆さん方と一緒に、〝声〟をあげていきましょう!」と時間の限り、咳を切ったように語られました。

　拉致問題という人権課題の〝根っこ〟にも、誰もが一人一人、〝かけがえのない生命（いのち）〟なんだということを、考えずにはいられませんでした。…

　懸け橋（48～49号、51～52号）に記載させて頂（いただ）いた、父の旅立ちや、母の認知症に係る向き合い等、かけがえのない生命（いのち）の大切さに出会わせてもらっている視点から、この理不尽な「拉致問題」について、今一度、自分自身の問題として考えることの必要性を実感します。

～自らの人権問題が、同和問題をはじめ様々な人権問題のスタートに!!～

【朝倉地区人権啓発情報センターだより】2023（令和5）年 2月 7日（火）

みんなの“人権”が尊重される『まちづくり』への《懸け橋（かけはし）》

No. 54

発　行：
人権啓発指導員
【大 楠　茂 美】

93歳になる母親と、散髪（カット）に行き始めて、もう4～5ケ月が過ぎました。母と一緒に並んで髪をカットしてもらうことなど、これまで思いもしませんでしたが、お店の人の〝温かな一言〟が きっかけに…!!

昨年7月、夫（父）が96歳で〝旅立った〟ことを、受け入れることが難しく、半年経った今も、「どこに行ったかな？」と、突然尋ねてくる母…。日ごとに、何をするにも億劫がるように…（本人は やっているつもりなのかも !?）。

お風呂や着替え、爪切り、髪切りなど身づくろいを嫌がる（気が進まない…）のは、厳しい冷え込みも多分に影響しているのでしょうが、どう接したらいいのか困っていました。

ある日、母の好きな〝散歩（→車でのドライブ）〟に連れ出し、途中で馴染みのスーパー（カット屋さん併設）に立ち寄り、「ついでに、一緒にカットしよう」と話しかけると、「私は、髪切らんよ!」と言いながらも、しかたなさそうに、しぶしぶ車を降りて、カット屋さんの中に入ることができました（…オッ!）。

お店の人には母の〝こと〟を伝え、カットと洗髪をお願いすると、「よくいらっしゃいました。寒くないですか？」と、優しい声かけで散髪が…。カシャカシャっと、心地いいハサミの音が響きます。

洗髪が始まると、気持ちよくなったようで、ウトウトして…。母の不安な気持ちは、どこかに飛んでしまったようでした。

それから、母の散髪は、私が一緒に行くようになりました。母はロぐせのように「どこに行くのか、何も言わんで連れて行くので困る。うちの息子は…!!」とぐちって、どことなく嫌がる素振りを見せながらも、帰る頃になると笑顔で、「すっきりしたよ。ありがとう!!」とお店の人に、何度も挨拶する…母でした。

近くの椅子に坐り、一緒にカットされる息子を横目で見ながら、大丈夫と思ったのかどうかは分かりません。でも、母と並んでの散髪の〝時間〟は、とても大切で、〝限りのある時間〟だということ、否応なく考えさせられます。

…「今日は何日？」「倉庫の鍵はかけた？」「さっきはどこに行ったかな？」「何をしていいか分からん」と、同じ言葉を、何度も繰り返す母に、「さっきも言ってたよ。何回、同じことばかり聞くと！」「ちゃんとメモに書かんね！」と、よくないと思いながらも、つい、言い返している自分が…。でも、不安がる母の気持ちに寄り添い、「大丈夫ですよ！」と、お店の人たちの一つ一つの言動が、…先に旅立たった悲しさや喪失感、高齢が故の不安（様々な物忘れや、思うように動かない身体、…）を溶かしてくれたのでしょう。

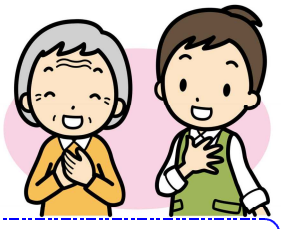

- 「足元に気を付けて、ゆっくりどうぞ」と、さり気ない優しい気遣い。
- 終わった後、どこで待ったらいいのか戸惑っている母を見て、「そのまま髪を切った椅子に、かけたままで いいですよ。」と、ほっとできる一言が…。

母の穏やかな表情から、自らの「高齢」に係る正しい理解や、言動を振り返る（→自分のこととして、考えさせられる…）機会にもなりました。

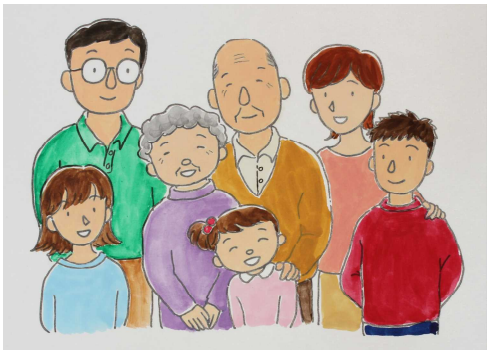

私自身、物忘れや身体の衰えを、日々感じることが多くなってきているにもかかわらず、何度言っても、すぐに忘れてしまって同じことを繰り返す母を前にすると、ついイライラっと…八つ当たりしてしまっている〝分かっているつもり…？〟の自分（私）が!!

誰でも、いつかは歳を重ね、必ず訪れる『旅立ち』…。いずれは わが身。私たちは、誰もが限りのある生命を受け継いで、今を生きて（生かされて）いることを、67歳の今、自分にも迫りつつある問題だと痛感させられています。

93年を生き抜き、夫を見送って、与えられた生命を、一日一日生きている（生かされている）母の姿から、誰かに代わることができない、かけがえのない生命という視点で『人権』を見据えることが、〝部落差別をはじめ 様々な人権問題〟を考えていく大切な視点では…と、教えられているように感じています。

【朝倉地区人権啓発情報センターだより】　2023（令和5）年 3月 9日（木）

みんなの“人権”が尊重される『まちづくり』への《懸け橋》

No. 55

発　行：
人権啓発指導員
【大楠　茂美】

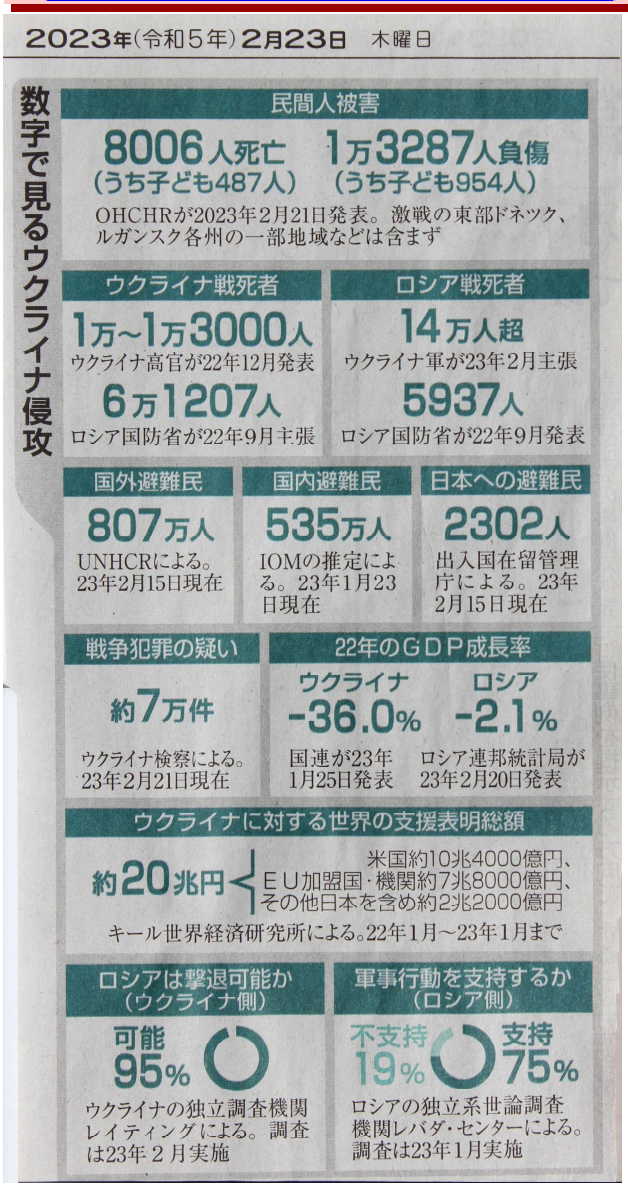

この数字は、紛れもなく〝かけがえのない、一人一人の生命（いのち）〟の証（あか）しです!!

～人間は、何度繰り返せば気付くのだろう？ 侵攻（侵略）の〝愚（おろ）かさ〟に…!!～

昨年2月24日に、突如として始まったウクライナ侵攻から、早くも一年が経過しました（時間軸では図れないけれど…）。

様々な報道の中で、「数字で見る…」という資料（2/23：西日本新聞朝刊）から、目を離すことができませんでした。

この一年、あまりにも突然（意図的、作為的…？）で理不尽、かつ決して許されない侵攻が、どれほど多くの人々から、〝かけがえのない人生〟を奪ったことか!!

それどころか、今もなお、人としての〝生命や人権、未来、希望、絆、夢、…〟が、暴挙によって踏みにじられ、翻弄され続けていることのおかしさ…!!

これからの未来を担う子どもたちには、どう映っているのでしょうか？

こうした〝数字〟には、かけがえのない生命（いのち）、一人一人の人生が刻まれていた（いる、いく…）ということを、他人ごとではなく 自身のこととして、〝気付き・考え・行動していく〟ことが、何より大切なのだと思います。

「戦争は 最大の人権侵害!!」だということを再認識し、

「21世紀は、〝人権・環境・平和〟の世紀」に…!!

あなたの街の人権に係る相談パートナー：人権擁護委員さんって、ご存じですか？

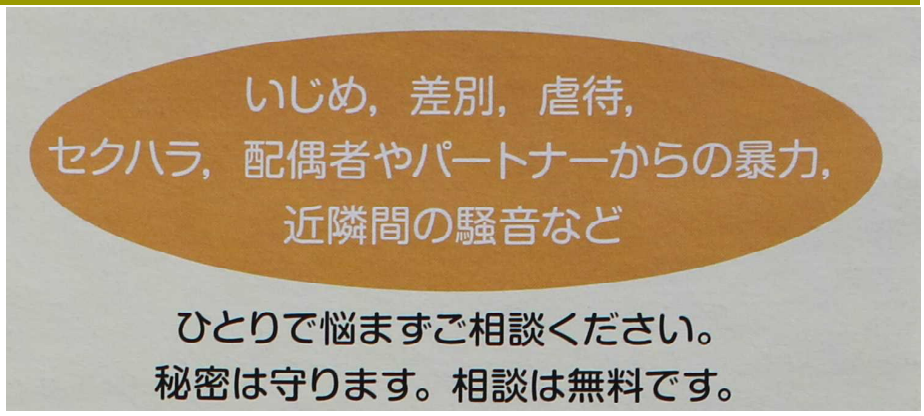

人権擁護委員さんは、法務大臣から委嘱された民間の人たちで現在全国各市町村に約14,000名が配置されています。委員さんは、**法務局と連携して**、地域の皆さんの…

① 人権相談　人権相談の問題解決に努められています。

② 調査救済　事案に応じ、調査・救済等に当たられています。

③ 人権啓発　人権意識を高め、人権についての理解・啓発活動に努められています。

「ひまわりの花運動」（H30年度 三輪小3年生）

子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい，勇気がいるなどといった，子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。

人権擁護委員は，届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど，子どもたちの心に寄り添い，事案に応じて，子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。

子どもたちの〝心〟に寄り添う取組！

人権擁護委員制度【1948「人権擁護委員令」→1949.6/1「人権擁護委員法」】は、日本独自の制度として誕生しました。…

そこには、『日本国憲法』：三原則の一つ『基本的人権の尊重（人としての尊厳のもと、みんなが幸せに生きる）』という「理念」が根底にあります。

家庭、学校、地域、企業等がみんなで力を合わせて、誰もがかけがえのない生命を、幸せに生きることができる…ように、〝差別のない、人権が尊重される社会〟を築いていきましょう。